中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた
省力化等の大規模成長投資補助金（６次公募）
よくある質問一覧

令和8年8月7日 公表

目次

（1）補助事業実施期間・補助対象者について …… 2

（2）補助事業の要件について …… 6

（3）補助対象経費について …… 9

（4）申請手続き・提出書類・審査について …… 12

（5）共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について …… 16

（6）交付申請～補助金の支払いについて …… 18

（7）その他 …… 19

No.	質問	回答	更新日
（1）補助事業実施期間・補助対象者について			
1	工事着手の期限はありますか。	工事着手の期限については制限を設けておりません。ただし、工事、納品、検収、支払等の事業上必要な手続きが令和10年12月末までにすべて完了している必要がございます。 また、工事着手をしない期間の実施内容についても、実現可能性の観点で審査対象となります。	3/9
2	補助事業の完了は「納品、検収、支払等の事業上必要な手続きがすべて完了している状態を指す」とありますが、工場を新設する場合、令和10年12月末までに生産設備が整って工場が稼働している必要はありますか。	工事、納品、検収、支払等の事業上必要な手続きが令和10年12月末までにすべて完了している状態であれば、工場が稼働している必要はありません。	3/9
3	補助事業期間について、工期が延びて令和10年12月末までに完了できなかった場合どうなりますか。	原則、補助事業期間内に補助事業が完了しなかった場合は、補助金の交付がなされません。ただし天災など事業者の責めに帰さない理由で工期が延長した場合、基金設置法人に事故報告を届け出た上で、補助事業期間内に承認を得た場合に限り、補助事業期間の延長が認められることがあります。	3/9
4	地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、大胆な投資促進税制の適用を受ける設備との併用は不可とありますが、補助対象外の経費が上記適用を受けている場合も併用不可という認識で合っていますか。	本事業以外の国庫補助金や本事業以外の国庫を財源とする補助金、および優遇税制の適用を受ける設備等が、本事業の補助対象外経費であれば、併用は可能です。 ただし、補助対象経費の重複に限らず、テーマや事業内容から判断し、国（独立行政法人等を含む。）が支出する過去又は現在の他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）との重複を含む事業、及び同一又は類似した内容の事業は本事業の対象外となります。具体的には、当該事業に係る資産・費用が区分されていること（固定資産台帳上で異なる資産科目として計上されているなど補助対象経費として重複していないこと）が必要となりますが、テーマや事業内容についても、例えば、製品及びサービスの内容、製品の製造方法又は製造過程・サービスの提供方法、製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類、製品及びサービスの販売方法等を総合的に勘案し、異なるもの（重複を含む事業、及び同一又は類似した内容の事業とはなっていないこと）となっている必要があります。 ※なお、本補助金は賃上げ促進税制との併用も不可となります。	7/21
5	地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、賃上げ促進税制、大胆な投資促進税制と本事業を並行して申請し、本事業の不採択時に当該税制を活用することは可能でしょうか。	地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、賃上げ促進税制、大胆な投資促進税制の適用が決まっていない場合には、並行して申請することができます。併願する場合には、公募様式2の①申請者情報、「補助金の併願の有無」にてその旨記載いただきますようお願い申し上げます。また、税制の適用が決まった際には、迅速に事務局へご報告ください。	7/21
6	自治体の補助金との併用は可能でしょうか。	自治体からの補助金と本補助金の併用は可能です。ただし、併用する自治体の補助金の制度の規定において、本補助金との併用に問題がないか予めご確認ください。また、同一施設・設備に対して国からの補助金の二重受給はできませんのでご留意ください。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
7	補助対象の設備に対して、政府系金融機関（日本政策金融公庫、または日本政策投資銀行）からの融資を受けることは可能でしょうか。	同一設備に対し、日本政策金融公庫・日本政策投資銀行の融資と、補助金を併用した申請は可能です。詳細については日本政策金融公庫、日本政策投資銀行にそれぞれお問合せください。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
8	地域未来投資促進税制では、法人税の特別償却・税額控除がありますが、自治体によっては地域経済牽引事業者を対象に、一定の要件を課した上で不動産取得税や固定資産税の減免等の措置があります。このように自治体による不動産取得税や固定資産税の減免を受けた場合にも、補助対象外となりますか。	同一施設に対する地域未来投資促進税制の併用は不可です。他方、自治体による都道府県税（不動産取得税）及び市町村税（固定資産税）の減免等の支援措置との併用は可能です。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
9	「利子補給制度」との併用は可能でしょうか。	本補助金は設備投資に対する補助であり、利子補給金は設備投資に対する借入金（資金）に対する補助です。 したがって、補助の目的と対象が異なるため、本補助金と同一資産であっても併用可能です。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（1）補助事業実施期間・補助対象者について			
10	中小企業成長加速化補助金との同時申請は可能ですか。	中小企業成長加速化補助金に同時に公募申請することは可能ですが、中小企業成長加速化補助金含め、本事業以外の国庫補助金や本事業以外の国庫を財源とする補助金に併願する場合には、公募様式2の①申請者情報「補助金の併願の有無」にてその旨記載いただきますようお願い申し上げます。また、採択された際は、速やかに本事務局にご連絡ください。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	7/21
11	採用予定はあるが、現状社員がいない場合も本補助金の対象になりますか。	現時点で補助事業に係る従業員がいない場合でも、本補助金の対象となります。	3/9
12	以下は「常時使用する従業員」に含まれますか。 ・派遣社員 ・契約社員	派遣社員については、派遣元企業の従業員としてカウントされるため、派遣先である補助事業者の「常時使用する従業員」には含まれません。 契約社員については、「予め解雇の予告を必要とする者」に該当する場合は、「常時使用する従業員」に含まれます。	3/9
13	以下は「常時使用する従業員」に含まれますか。 ・実習生、特定技能実習生	雇用形態が正社員（臨時・短期でなく、事業者から直接給与を支払われている）である場合は、常時使用する従業員に含めます。	3/9
14	以下は「常時使用する従業員」に含まれますか。 ・出向者	給与の支払い元により、含める・含めないが分かれます。 ・出向元が給与を払っている場合：含めない ・出向先（申請事業者）が給与を払っている場合：含める	3/9
15	補助事業の内容に制限はありますか。	補助事業の内容については、各種制限がございます。 詳細は、公募要領「１．事業の概要　（５）補助対象者」をご確認ください。 例えば、補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど１次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、１次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が２次・３次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。	3/9
16	新工場に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となりますか。	FIT・FIPなどの公的制度を活用して再生エネルギーの売電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）は補助対象外となります。 上記公的制度を利用しない設備投資であり、かつ事業目的に沿った使用である場合（発電設備を用いた売電事業を補助事業計画に含んでいることが前提）には補助対象となり得ます。 ただし、売電事業を計画に含む際は、「売電による成長性や、事業の生産性の上げ方」について関連性高く語られている必要があります（成長性や生産性に関わる計画と投資設備の関連性は、売電事業に関わらず重要な審査項目となります）。 なお、生産されたエネルギーを一部は自社内で使用し、一部を売電対象とするようなケースが想定されますが、事業としてではない売電の場合は補助対象事業として認められない点にもご注意ください。	3/9
17	補助事業期間中に従業員数が2,000人を超えた場合は、補助対象外になりますか。	公募開始日時点に補助対象者としての要件を満たしていれば、補助事業期間中に従業員数が2,000人を超えても問題ございません。	3/9
18	単独では従業員数2,000名以下、連結子会社（海外法人）を含めると2,000名を超える企業は補助対象となりますか。	企業単体で2,000人以下が要件となりますので、補助対象となります。	3/9
19	親会社が海外企業の場合であっても、国内企業と同じく従業員数2,000人以下であれば、補助対象となるという理解で合っていますか。	親会社が海外企業でも子会社が国内企業（本社が日本国内）であり、従業員数2,000人以下であれば対象になり得ます。ただし、従業員数2,000人以下であっても、みなし大企業に該当する場合は補助対象外です。	3/9
20	補助対象者の定義である「常時使用する従業員の数が、2,000人以下の会社又は個人等」について、パート従業員はどのようにカウントしますか。	「常時使用する従業員」の定義に該当するパートタイム従業員の場合は、「パートタイム従業者の年間の所定就業時間÷正社員１人当たりの年間の所定就業時間」の計算式によって、就業時間換算してカウントします。 ※常時使用する従業員の定義 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられている者、２か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（1）補助事業実施期間・補助対象者について			
21	補助対象者の要件に、上場・非上場、資本金は関係ありますか。	本事業では、上場・非上場、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としています。	3/9
22	ホールディングス傘下の企業が申請できますか。	まずは申請事業者と持株会社がみなし大企業、みなし同一法人に該当しないかどうかご確認をお願いいたします。 みなし同一法人となる場合は１社のみ単独申請が可能です。 みなし大企業となる場合は単独申請はできず、コンソーシアムでの申請であれば可能です。持株会社の「常時使用する従業員」が2,000人を超える場合、コンソーシアムにご参加いただくことは可能ですが、補助対象外となりますのでご注意ください。なお、賃上げ計画は実行いただく必要がございます。	3/9
23	大企業に該当するA社が弊社の株を50%以上保有しており、弊社はみなし大企業に該当しますが、今後保有率が50%未満に下回り、本補助金事業のみなし大企業に該当しなくなる予定です。公募開始日時点においてはみなし大企業に該当しますが、公募への申請は可能でしょうか。	補助事業対象者の要件は、本事業の公募開始日時点において満たしている必要があります。したがって、公募開始日時点でみなし大企業となる場合には、公募への申請はできません。	3/9
24	みなし大企業の判定についての質問です。下記状況の場合、補助対象者となりますでしょうか。 ・A社（親会社：純粋持株会社） 資本金816億　従業員　単独147名　連結33,482名 ・B社（A社の完全子会社） 資本金8億　従業員400名　A社の発行済株式保有率100% ・弊社（孫会社=B社の子会社） 資本金5千万円　従業員350名　B社の株式保有率約70%	A社は大企業ではない（従業員数2,000人以下）ため、B社はみなし大企業ではありません。したがって本ケースにおいて、質問者はみなし大企業には該当しません。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
25	みなし大企業の判定にあたり、公募要領1.事業の概要（５）補助対象者　※２　③に、銀行法に規定する特定の出資は対象外の旨の記載があります。こちらの規定は、銀行以外の金融機関による出資にも適用されるのでしょうか。	銀行以外の金融機関についても、銀行法と同様の趣旨において特定子会社を通じた事業承継会社への出資が法・規則等において許容されている場合、みなし大企業の対象外となる可能性があります。（信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等） 該非が不明な場合には、事務局へお問合せ下さい。	3/9
26	１次公募から４次公募で採択いただいている事業と同種の生産工場（予算50億前後）を異なる県で建設し、更なる生産力向上を計画しております。この場合は６次公募に申し込めないのでしょうか。	１次公募から４次公募のいずれかで採択された補助事業と、６次公募での申請対象事業が、日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合は申請することはできません。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。 ※なお、５次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。	7/21
27	１次公募から４次公募のいずれかと６次公募の事業はいずれも「その他」の小分類に区分されるのですが、事業内容は異なります。どのように両者の違いを説明すればよいでしょうか。	様式２に小分類を記載した上で、定性記述欄に、事業内容の詳細と、１次から４次公募のいずれかと６次公募とで事業内容が異なる点を明記してください。 ※記載内容を踏まえて重複該非を判断いたします。 ※なお、５次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。	7/21
28	１次公募から４次公募のいずれかと、従事する従業員に一部重複があります。当該従業員のスキルセット上、重複が必須ですが、この場合は採択取り消しとなるのでしょうか。	１次公募から４次公募のいずれかで採択された補助事業と、６次公募での申請対象事業で、対象の従業員が重複する場合、６次公募での採択の対象となりません。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。 ※なお、５次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。	7/21
29	６次公募で実施予定の都道府県が複数あり、うち１つの県が１次公募から４次公募のいずれかでの実施場所です。この場合、１次公募から４次公募のいずれかとは異なる場所でも事業を実施しているため、採択取り消しとはなりませんか。	１次公募から４次公募のいずれかで採択された補助事業と、６次公募での申請対象事業を、同一の都道府県で実施する場合、６次公募での採択の対象となりません。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。 ※なお、５次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。	7/21

No.	質問	回答	更新日
（1）補助事業実施期間・補助対象者について			
30	１次公募から４次公募で採択されている会社のグループ会社は６次公募に申請できますか。	１次公募から４次公募で採択されている会社と同一法人に該当しない場合、申請することができます。１次公募から４次公募で採択されている会社と同一法人であっても、採択済み補助事業との重複案件に該当しない場合は、申請することができます。 ※なお、５次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。 〈同一法人とは〉 ・議決権の50%超を有する全ての子会社が存在する場合、親会社とその全ての子会社は同一法人とみなす。さらに同様の考え方に基づき、全ての孫会社等は同一法人とみなす。 ・また、上記に該当しない場合であっても、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人は同一法人とみなす。 〈１次公募から４次公募で採択済み補助事業との重複案件〉 以下要件のいずれかに該当する場合、重複案件となります。 ・１次公募から４次公募にて採択された補助事業と、６次公募での申請対象事業が、日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合 ・１次公募から４次公募にて採択された補助事業と、６次公募での申請対象事業で、対象の従業員が重複する場合 ・１次公募から４次公募にて採択された補助事業と、６次公募での申請対象事業を、同一の都道府県で実施する場合 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	7/21
31	商工会議所は本補助事業の対象に入るでしょうか。	商工会議所も本補助事業の対象になり得ます。 なお、収益事業を行い、その内容が本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業等が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現すること」に合致するものである必要があります。	3/9
32	医療法人は本事業の対象になりますか。	医療法人（社会医療法人を除く。）は制度上、収益業務を行うことができないため、本事業の趣旨に外れるという観点から対象外とさせていただきます。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（2）補助事業の要件について			
1	補助事業期間中に新規・中途採用した場合は、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業１人当たり給与支給総額の算定にあたり含める補助事業に関わる従業員は、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において全月分（12か月）の給与等の支給を受けた従業員とします。 よって、中途入社した従業員の給与総支給額は入社の翌事業年度以降から、給与支給総額と、人数に含めて計算をお願いします。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
2	補助事業に関わる従業員が事業期間中に退職した場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業１人当たり給与支給総額の算定にあたり含める補助事業に関わる従業員は、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において全月分（12か月）の給与等の支給を受けた従業員とします（基準年度も同様）。 よって、補助事業に関わる従業員が事業期間中に退職した場合は、当該事業年度以降の算定対象外とし、前事業年度までが報告対象となります。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
3	給与支給総額として、公募要領には「給料、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等」とありますが、以下の経費は含まれるのでしょうか。 福利厚生費、賞与引当金、通勤費	福利厚生費、賞与引当金、通勤費は給与所得として課税取得にならない経費のため、給与総支給額に含まれません。 ※課税所得となる通勤費（非課税となる限度額を超えて支給された通勤費）は、給与総支給額に含めて計算します。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	7/21
4	新規で設立した会社のため、決算がありません。本事業を実施する場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	本補助金の公募の申請時において、確定した決算がない場合、基準年度は補助事業の完了した日の属する事業年度の翌事業年度とすることができます。なお、基準年度を補助事業の完了した日の属する事業年度の翌事業年度とすることを希望する場合は、様式２でその旨を記載してください。	7/21
5	既存の会社で会社全体の決算はありますが、新規事業が補助事業となる場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業に関わる従業員の判定は、原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。 ただし、基準年度の補助事業１人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合や、補助事業の効果を会社全体の賃上げにつなげる場合等は、補助事業に関わる従業員数の代わりに事業者全体の従業員数及び事業者全体の従業員１人当たり給与支給総額を用いることができます。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
6	賃上げ要件について、賃上げの対象となる期間はいつか教えていただけますでしょうか。	補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）から、基準年度の３事業年度後（最終年度）が賃上げの対象期間となります。 詳細は、公募要領をご確認ください。	7/21
7	事業終了後の賃上げの伸び率の計算に際して、その事業所の補助事業とは関係のないプラントと本補助事業を一体的に管理している者（所長など）は計算対象に含めますか。	補助事業に関わる従業員の判定は、原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。ただし、判定が困難である場合は事業部門を超える範囲（例えば、事業者全体）とすることも可能です。したがって、事業所の補助事業とは関係のないプラントと本補助事業を一体的に管理している者（所長など）は計算対象に含めて頂いても構いません。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
8	昇給・減給等の給与変動がある従業員は、賃上げの計算に含めますか。	昇給・減給等の給与変動がある従業員も、賃上げ算定対象となります。予め成長投資計画にて算定をお願いします。	3/9
9	賃上げの適用範囲には、委託先事業者も含まれるでしょうか。	賃上げの適用範囲に、委託先事業者は含まれません。申請者が直接雇用を行う、補助事業の終了後３年間の補助事業に関わる従業員（非常勤を含む）が対象となります。 詳細は、本紙後項の「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。	3/9
10	賃上げ要件として、賃上げ目標を従業員等に表明するとありますが、方法について教えてください。	具体的な賃上げの表明方法についての指定はございませんが、交付申請時に「賃金引上げ計画の表明確認書」をご提出いただく予定です。当該申請様式では、実施した表明方法の記載や代表従業員等の捺印が必要となる予定のため、あらかじめご留意ください。 詳細については採択事業者宛てに別途「補助事業の手引き」でご案内します。	3/9
11	賃上げの従業員への表明は採択後でも可能でしょうか。	可能です。交付決定前に賃上げ目標を従業員等に表明いただきますようにお願いいたします。	3/9
12	補助事業前と、事業後に従業員数の変動が見込まれる場合、成長率（賃上げ）の判断はどのような形になるのでしょうか。事業前の総人件費と事業後の総人件費の増加率か、総人件費の人数割りでの１人当たりの増加率での判断のどちらになり ますでしょうか。	補助事業の終了後３年間の補助事業に関わる従業員（非常勤含む。） の１人当たり給与支給総額の年平均上昇率で判断します。 詳細は、公募要領「１．事業の概要（６）補助事業の要件 【賃上げ要件について】」をご参照ください。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（2）補助事業の要件について			
13	賃上げ要件について、補助事業の終了後３年間は、毎事業年度、公募申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。	補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後３年間の対象事業に関わる従業員１人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。 年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する１・２事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、３事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の１人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。 ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（３事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。	3/9
14	採択後、設計等見直しによって、投資額が一般企業向けの場合20億円以下（100億宣言企業向けの場合15億円以下）となった場合も補助金が交付されますか。	補助事業の要件を満たさなくなるため、投資額（外注費・専門家経費を除く補助対象経費）が、一般企業向けの場合20億円（100億宣言企業向けの場合15億円）を下回った場合には、補助対象外となります。（交付決定後であれば、交付決定取消となります。）	7/21
15	「投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要」とありますが、目的・内容はどのような基準で判断するのでしょうか。	補助事業により、省力化及び労働生産性の抜本的な向上が図られ、人手不足の状況が改善される取組となっているか、地方における持続的な賃上げにつながるかを審査で判断します。例えば、生産工程の増強によって供給能力が上がっても、作ったものを効率的に卸していくことができなければ売り上げの拡大につながらないため、物流機能についても併せて増強を行い、自社内のバリューチェーン全体を強化するというのは、補助事業の内容に一体性があると言えると考えられます。	3/9
16	処分制限期間の年数を教えてもらえますか。	処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（法定耐用年数）を準用します。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015	3/9
17	公募申請の後、成長投資計画等の申請内容を変更したい場合、採択後にどのような手続が必要になりますか。	補助金交付候補者として採択された場合は、交付申請の手続が必要となるため、その際に、申請内容の変更を申し出てください。ただし、公募申請時に計上していない経費を交付申請時に新たに計上することは認められません。また、交付決定額は、補助金交付候補者の採択決定時点の補助金申請額を上回ることはできませんのでご注意ください。 ※公募申請時から計画内容が大きく変更されている場合などは、変更を承認できない可能性があります。また、交付決定後の計画変更については、採択者向けに別途ご連絡いたします。	3/9
18	採択者による、事業に採択された旨、目標賃上げ率、投資規模の、プレスリリース等での対外的な公表とは、どのように（どのような媒体で）公表をすることを想定していますでしょうか。	申請事業者様のHPやプレスリリース等で公開頂くことを想定しています。	3/9
19	「100億宣言企業向け」で申請する場合、申請時点で100億宣言が公表されていなくても、申請済みであれば対象となりますか。	100億宣言企業向け要件での申請を行う場合は、補助金の公募の申請までに、申請者の100億宣言が100億宣言ポータルに公表されていることが必要です。 応募を検討されている方につきましては、100億宣言ポータルサイトをご確認ください。 https://growth-100-oku.smrj.go.jp/	7/21
20	補助事業の要件における「投資額」の定義は何ですか。	投資額とは、外注費・専門家経費を除く補助対象経費分の金額を指します。 投資額が以下の金額以上であることが補助事業の要件になります。 ・一般企業向け：20億円以上（税抜） ・100億宣言企業向け：15億円以上（税抜）	3/9
21	「補助事業の性質上、補助事業が完了した日を含む事業年度には補助事業の売上が発生しないことが見込まれる事業については、理由を明確にした上で、例外的に補助事業の売上が発生した日を含む事業年度を基準年度とすることができるものとします」とのことですが、具体的にはどのような場合に適用できることになるのでしょうか。	事業の性質上、投資が完了してから補助事業の売上発生までに必然的に一定の期間を要すると考えられる場合が該当します。（例えば、１年を超える熟成期間が必要な食品等。） 本取扱いを適用することを希望する事業者は、専用の様式を配付いたしますので、公募締め切り日の10営業日前までに事務局に事前に連絡してください。専用の様式にて「補助事業が完了した日を含む事業年度に補助事業の売上が発生しない理由」について記載していただき、その内容をもって個別に判断いたします。ただし、本取扱いを適用することの必然性がないと判断された場合は、審査上大幅に不利になりますので、慎重にご判断ください。	7/21

No.	質問	回答	更新日
（2）補助事業の要件について			
22	賃上げ要件の対象者に役員は含まれますか。補助事業のおいて、立ち上げ時に従業員がおらず役員のみの場合はどのように対応すればよいですか。	賃上げ要件の対象者には役員は含まれません。ただし、事業遂行上、従業員を充てることが難しい場合は役員を対象とし得るため、事務局にご連絡ください（事務局から詳細の理由をお伺いいたします。全社に十分な従業員が在籍しており、補助事業に充てることが可能であるにも関わらず、合理的な理由なく役員の数値のみを計上することは認められません。）。	3/9
23	賃上げ要件と賃上げ目標の違いは何ですか。	【賃上げ要件】 本補助事業では、補助事業の終了後３年間の補助事業に関わる従業員の１人当たり給与支給総額（以下「補助事業１人当たり給与支給総額」という。）の年平均上昇率が、基準率（一般企業向けは5.0%、100億宣言企業向けは4.5%）以上であることが必要です。具体的には、申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。 補助事業１人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率を下回っていた場合、又は、基準年度の1人当たり給与支給総額が公募の申請をした時点の直近の事業年度の１人当たり給与支給総額を下回っている場合は、補助金は全額返還となります。また、補助事業１人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率以上であったが、目標水準を下回ったという場合には、未達成率に応じて補助金の返還を求めることとなります。 【賃上げ目標】 賃上げ目標は、公募申請時に掲げていただく補助事業１人当たり給与支給総額の年平均上昇率の目標値です。 目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます。ただし、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を求めません。 交付決定後に、事務局のホームページにて、採択事業者の賃上げ目標水準を公表します。 採択事業者は、交付決定から原則１か月以内に、本事業に採択された旨、目標賃上げ率、及び投資規模をプレスリリース等で対外的に公表し、事務局に公表の報告をしていただきます。公表がされていなかった場合、交付決定の取消となります。	7/21
24	「100億宣言を行っているが、現時点で売上高が100億円を超えている」という場合においても、100億宣言企業向け要件での申請が可能ですか。	①直近決算期の売上高及び②直近３期分の売上高の平均値の両方が売上100億円以上を超過している場合は、100億宣言企業向けではなく一般企業向けでの申請となります（投資額が20億円以上である必要がございます。また、賃上げ要件の基準率は5.0%となります）。 ※決算期間が12か月未満の場合、直近決算期および直近３期分の対象に含めません。	3/9
25	賃上げ目標未達成時の補助金返還額の計算式を教えてください。	賃上げ目標未達成時の補助金の返還額は、「補助金の確定額×未達成率（100%－達成率）」で算出します。 （※交付決定額ではなく、補助金の確定額をもとに算出を行いますので、ご注意ください）なお、年平均上昇率が基準率に満たなかった場合には、補助金は全額返還となりますので、ご注意ください。	7/21

No.	質問	回答	更新日
（3）補助対象経費について			
1	共同申請（コンソーシアム形式）での申請の場合の補助上限額は、コンソーシアム全体として50億円か、もしくは1者につき50億円となりますか。	コンソーシアム全体で上限50億円です。	3/9
2	補助率1/4を選択した場合、1/3を選択した場合と比べて審査基準が変わるのでしょうか。	補助率によって審査基準が変わることはありません。 全事業者に対して同一の審査基準で審査を行ったのち、補助率1/4を選択した事業者の中から、本来の採択レベルに満たない場合においても追加的な採択を行う可能性があります。	3/9
3	本社、研究棟、インキュベーション施設、福利厚生施設等の建設は補助対象となりますか。	本事業の目的に沿ったものであり、専ら補助事業に使用するものであれば補助対象となり得ますが、事業規模拡大による成長と賃上げに貢献しない投資は対象外となります。	3/9
4	非製造業（サービス業等）において例えば以下のような投資は、労働生産性の向上に寄与し補助対象事業になり得ますか。 ※ホテル、レストラン、レジャー施設等の増築・改築（増築・リニューアルにより高付加価値化して客単価を上げ売上増、労働生産性向上に寄与）	本事業の目的に沿ったものであり、専ら補助事業に使用するものであれば補助対象となり得ますが、事業規模拡大による成長と賃上げに貢献しない投資は対象外となります。	3/9
5	建物の耐震工事を検討中ですが、耐震工事は補助対象となりますか。	建物の改修に要する経費に該当するため、補助対象になることがあります。 ただし、審査において「補助事業として費用対効果が高いか（補助金の交付額に対する付加価値の増加額等）」が審査基準となりますため、申請においてはこの点も加味してご検討くださいますようお願いいたします。	3/9
6	建物費における「構築物」とは具体的にどのようなものがありますか。	堀・門扉、舗装設備、防油堤、砂利道、放射線発生装置の遮へい壁等が該当します。 参照：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015 当該経費の分類に関する詳細については、税理士等にご確認ください。	3/9
7	門扉やフェンスは対象外となるようですが、場内のアスファルト舗装費（コンテナ置き場、車両待機場）や場内雨水排水施設は補助対象経費に含んでもよろしいでしょうか。	アスファルト舗装費や場内雨水排水施設が構築物に該当する場合には、経費対象外となります。ただし、成長投資計画の実施に不可欠と認められるもの（生産設備の導入に必要なもの等）であれば補助対象となる可能性があります。また、「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」に該当する場合には補助対象経費となり得ます。 資産がどの区分の減価償却資産に該当するかは、税理士等の専門家にお問い合わせください。	3/9
8	「建物費」は単なる土地の取得等は含まれないとのことですが、設備増築の為に取得する場合には、その価格を含めてよろしいのでしょうか。	土地代は、補助対象外経費となります。	3/9
9	３社以上からの相見積もり取得における「同一条件」とは、対象が機械装置の場合、同一メーカー・同一型番の機種を指すのでしょうか。 あるいは、異なる複数メーカーが製造する、同等の性能を有する機種を指すのでしょうか。	同一仕様の機能や製品の相見積の取得をお願いします。 可能な範囲において相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定ください。原則として３社以上の同一条件による相見積もりを取ることが必要です。 相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を整備ください。市場価格と乖離している場合は認められません。 見積書等必要書類、詳細な手続きについては、採択者宛てに補助事業の手引きをご案内します。	3/9
10	自社で製造した機械装置の制作にかかる部品等の購入費用は、補助対象経費になるでしょうか。	自社で内製する機械装置の制作にかかる部品等の購入費については、「汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く）」に該当する場合は、補助対象外になります。 なお、「事業にかかる自社の人件費（ソフトウェア開発等）」は補助対象外です。 また、「グループ間、部署間の支払い」についても「同一代表者・役員が含まれている事業者、みなし同一法人内の事業者、資本関係がある事業者への支払」、「同一企業の部署間の支払」として、補助対象外です。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（3）補助対象経費について			
11	フォークリフト、天吊りクレーン、コンプレッサー等は補助対象となりますか。	以下に該当する場合は、補助対象外となります。交付申請時に見積や用途を確認し、補助対象となるか判断させて頂きます。当該経費の分類に関する詳細については、税理士等にご確認ください。 ・自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用 ・汎用性があり、目的外使用になりうるものの購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。） ・機械装置費における「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費（ただし、成長投資計画の実施に不可欠と認められるもの（生産工程の一部としての機能を有しているもの等）であれば補助対象となる可能性があります。）	3/9
12	生産機械の導入を複数台検討しております。海外から購入する機械設備でも対象でしょうか。また、海外からの運搬にかかる費用なども対象となりますでしょうか。	事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応の規模の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものが対象となるため、海外から購入する設備であっても対象となります。 ただし、 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費であることが要件となります。また、運搬費につきましても一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費は対象となります。	3/9
13	「機械装置費」に含めて申請していた機械を購入する際、申請時点で想定していたものから変更（上位機種・最新機種等）することは可能でしょうか。	機械の機種等を変更することは可能です。ただし、本事業の計画を達成するものであり、投資下限額（一般企業向けにおいては20億円以上の投資、100億宣言企業向けにおいては15億円以上の投資。単価100万円以上）の要件を満たしている必要があります。なお、交付決定額は、補助金交付候補者の採択決定時点の補助金申請額を上回ることはできませんので注意ください。	3/9
14	ホテルの建設です。厨房機器、ホテル家具、装飾物等は機械設置費用として補助金の対象になりますか。	汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費は本補助金の対象外となります。家具や装飾品は汎用性があり目的外使用になり得るケースが多いため、補助対象外となる可能性がありますが、本事業の主旨に即しているかという観点のもと、審査時に経費区分ごとに最終判断をさせていただきます。 また、厨房機器、ホテル家具、装飾物等をすでに取得されており、設置費用のみ申請される場合においては、本補助金の対象外となります。	3/9
15	ソフトウェアを導入する際、要件定義・開発等フェーズごとに契約（発注）を行う場合、補助事業期間内に発注・支払いを行った部分については補助対象となりますか。 また、システムの稼働が補助期間外でも補助事業期間内に支払った部分は補助対象となりますか。	原則として、補助事業の完了とは、発注・納入・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。 対象のソフトウェアについて、補助事業期間後にも開発等が残っており稼働できない場合は、補助対象外となります。	3/9
16	事業に関するホームページの開設・運用・保守等の費用は補助対象でしょうか。	ホームページの開設・運用・保守等の経費については、専ら補助事業に使用するものであれば対象、他事業と共用する場合は補助対象外です。ただし、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。	3/9
17	工場集約で新工場の計画に対して、既存設備の移設費用は、外注費に入れる事は可能でしょうか。	補助対象外設備（すでに取得している機械装置等）に関する経費（改良・修繕、据付け、運搬等）は補助対象外となります。	3/9
18	補助の該当事業発展に伴う採用費（人材紹介会社へ支払う手数料報酬）は補助対象でしょうか。	採用費は外注費「補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費」に該当しませんので、補助対象外となります。	3/9
19	専門家経費について、本補助金申請のためのコンサルタント費用も対象になりますか。	専門家経費とは、本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費であり、本補助金申請のためのコンサルタント費用は補助対象外です。	3/9
20	採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。	採択される前に着手している事業でも補助対象になり得ますが、交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となりますので、ご注意ください。	3/9
21	交付決定より前に契約先に手付金を支払った場合は補助対象ですか。 例）中古の居抜き工場を来年４月に買おうとしている。現状仮契約の状態で物件をおさえておくため手付金だけ先方に預けている。来年３月～４月に名義変更後、全額納付する予定になっている。	交付決定より前に契約（発注）した経費は、補助対象になりません。手付金の支払いに際して、契約（発注）がすでになされている場合は補助対象外です。左記の例では、不動産の売買契約等の契約日が補助金の交付決定後の補助事業期間であれば対象になります。既に契約を結んでいる場合（不動産売買契約等に基づき手付金を支払っている場合など）は、本補助金の対象外となります。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（3）補助対象経費について			
22	入札により選定した事業者に内定を伝達するために、契約より前に「業務依頼書」を提出することは発注に該当しますか。	交付決定より前に契約（発注）した経費は、補助対象にならないため、業務依頼書が契約・発注とみなされる場合は補助対象外です。 したがって、契約より前に提出した業務依頼書が、発注を目的とした依頼書である場合、補助対象外となりますが、見積依頼を前提とした依頼書である場合、補助対象になり得ます。	7/21
23	既に根抵当権が設定されている土地に建物を増建設・改築・付属建物の新築する場合、補助対象となりますか。	建物の建設予定地に根抵当権が設定され「追加担保差入条項」が設定されている場合には、補助事業により新築、改修等を行う建物に対して新たに根抵当権が設定されることとなり、補助事業として遵守していただくべき事項に違反が生じます。 そのため、補助事業の遂行に当たっては、権利者である金融機関等により建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての同意を得る必要がございます。 その上で、交付申請時・実績報告時に建設した施設等の財産に対する追加担保差入条項が定められていないことについての確認書の提出いただく必要がございます。 ※詳細な手続きについては、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途案内いたします。	3/9
24	補助対象物が工場抵当に入ることは問題ないでしょうか。	原則として、補助対象物が根抵当に入ることは、本補助金では認められません。 今回の補助対象物が、根抵当権の範囲に及ぶか（実質的な抵当権の追加となるか）は金融機関へご確認ください。実質的な抵当権の追加にあたるものは、補助対象外です。 工場抵当の場合、土地、建物、機械を工場財団として一体で設定します。目録の変更でも、実質的な抵当権の追加をする場合は、補助対象外となります。 実質的な抵当権の追加がなければ補助対象となります。	3/9
25	工場を建設するにあたり、一般管理費と現場管理費は補助対象となるのでしょうか。	一般管理費と現場管理費については補助対象外となります。	3/9
26	補助対象経費の支払いについて、「クレジットカード払い」は対象になりますか。	クレジットカード払いは原則補助対象外となります。	3/9
27	計画書に記載する経費明細はどの程度の正確性が必要となりますか。見積もり時点で100%の見積を試算できない事が想定されるので、高めに見積もってもらい、支払い時に100%になるのだが問題ないでしょうか。	申請をご検討いただく段階で、可能な限り精緻に積算の上、ご提出いただきますようお願いいたします。 複数業者様からの相見積もりを取っていただくなど、事業者様の過度なご負担にならない範囲で、精緻な算出につながる取組をしていただきますようお願いいたします。	3/9
28	公募申請時点で見積書が必要でしょうか。また、見積書の期限はいつまでのものが必要でしょうか。	申請書の記載事項に見積書の情報を盛り込んでいただくことが必要となります（応募の際に見積書自体を提出いただく必要はありません）。なお、採択後交付申請に当たっては、見積書の提出が必要となりますが、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて見積を発行していただく必要はありません。 見積書取得・提出についての詳細は、採択者宛てに「補助事業の手引き」にてご案内します。	3/9
29	対象経費の支払い時期など詳細がまだ詰まっていない場合、どのように割り当てたらよいでしょうか。 建物費などが、分割払いになる予定の場合、公募様式2へは、３年間で按分して記載するのでしょうか。	可能な限り想定される実態に沿った形で記載いただくようにお願いいたします。中間金や着手金などの支払いが生じる場合は、各年度の支出計画に記載する必要があるため、計画作成時にはご注意ください。 なお、事業実施時に、公募時に提出した各年度の支出計画から、支払の時期（年度）がずれること自体は差し支えありません。	7/21
30	建物費は入札・相見積もりが必須となっておりますが、相見積もりの取得に時間を要する等で、交付申請までに相見積もりの取得が難しい場合は、どうすればよいですか。	相見積もりを依頼した建設企業等から、見積もり取得が困難である場合は、依頼企業から「見積もりを提出することが困難である理由について記した書類」を受領し、見積書の代わりとして提出いただくことも可能です。 なお当該書類には、見積もりを提出することが困難である理由が明記されてある必要があります。 （詳細な手続きについては、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途案内いたします。）	3/9

No.	質問	回答	更新日
（4）申請手続き・提出書類・審査について			
1	Jグランツの操作方法が知りたいです。	操作方法につきましては、マニュアルにて確認することができます。 下記URLの画面上部の「申請の流れ」ページから、「事業者クイックマニュアル」をご参照ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow	3/9
2	２次審査（プレゼンテーション審査）への参加者について、制限はありますか。	参加者の制約については、公募要領「２．申請手続き　（３）審査方法」をご確認ください。	3/9
3	様式1に記載する代表者と２次でプレゼンテーションを予定している代表者は同一である必要がありますか。	プレゼンテーションの対応を頂く方は、代表権を有している方となります。例えば、申請者名が代表取締役社長、プレゼンテーションが代表取締役専務といったケースは問題ございません。	3/9
4	加点の「～地域経済牽引事業計画の承認を受けた者」とは、補助事業の事業計画についての承認ですか。過去に承認取得していても加点になりますか。	過去に「地域経済牽引事業計画」に対して、該当地域の都道府県知事から承認を受けていることが必要となります。本補助事業の事業計画については、承認を受ける必要はありません。また、承認を受けた「地域経済牽引事業計画」と本補助事業で申請される投資の内容は同一である必要はありません。	3/9
5	提出資料の命名規則について、３期分の決算資料のファイル名は、それぞれどのようにすればよいでしょうか。	「A101_決算書等（前々期決算分）_事業者名_YYYYMMDD.pdf」、 「A101_決算書等（前期決算分）_事業者名_YYYYMMDD.pdf」、 「A101_決算書等（最新決算分）_事業者名_YYYYMMDD.pdf」と、各資料の内容が判別しやすいように記載ください。 ※YYYYMMDDは提出日を記載ください。	7/21
6	申請書類の提出が締め切りに間に合わない場合、締め切り後の提出は認められますか。	いかなる理由があっても、締め切り後の申請は受理できません。全ての書類を揃えた上で、期日までにご提出ください。	3/9
7	申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはありえますか。	申請の早いものから優位的に採択されることはなく、申請締め切り日以降に全申請を同列で扱い、審査いたします。 ただし締め切り間際には非常に多くの申請が予想されます。電子申請の手続きには数時間を要しますので、十分な余裕を持って申請手続きを実施してください。	3/9
8	「様式1_成長投資計画書」について、全体を通じ、資料の改変はどこまで許されるでしょうか。	各ページのフォーマットを原則踏襲してください。ただし、不都合がある場合、資料の体裁（文字サイズ、図の大きさ）・分量を変えること（既存の中期経営計画・経営ビジョン等の引用・挿入等を含む）を妨げません。具体的な例として、PPM（プロダクト・ポートフォリオ・マネジメント）をフォーマットとして記載しておりますが、会社全体の事業ポートフォリオを整理するフレームワークの一例として掲載しておりますので、各象限・軸等を加筆・変更したり、別のフレームワークにより整理いただくことは構いません。 また、事実・データ等の記載は、その出典を明記してください。	3/9
9	「補助事業にかかる財務数値」ですが、精緻に売上総利益を算出することが困難です。標準原価などを基として計算する方法でも問題ありませんか。	精緻な売上総利益算出が困難な場合（例：新会社設立等）には、標準原価等を基準として計算する方法で問題ありません。 補助事業単体での金額算出が困難な場合（例：全社で費用を算出しており、補助事業単位の費用がわからない等）には、総売上に占める補助事業の売上の割合より按分することで計算ください。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（4）申請手続き・提出書類・審査について			
10	決算期の変更などで12か月に満たない決算期がある場合や、創業から12か月経過していない場合、以下①、②の様式について、12か月へ換算して作成する必要がありますか。 ①「様式2_成長投資計画書別紙の②補助事業情報」 ②「様式3_ローカルベンチマーク」	①「様式２_成長投資計画書別紙の②補助事業情報」 12か月に満たない決算期がある場合、以下のように記入のうえ、ご提出ください。 【様式２への記入方法について】 ＜会社全体に係る財務数値＞ 【貸借対照表（B/S）項目】 ・決算資料通り記載 【損益計算書（P/L）項目】及び【投資・人材育成に係る数値（全社）】 ・当該決算期の数値を12か月に換算して記載 ※ただし、常時使用する従業員数、役員数は補正しない ※決算期の数値を補正した計算シート（補正した項目と計算式が記載されているシート）を「決算書等」と一緒にExcel形式で添付した上でご提出ください。 ＜補助事業に係る財務数値＞ 【収支計画（補助事業における数値）】 ・当該決算期の数値を12か月に換算して記載 ※決算期の数値を補正した計算シートは必要に応じて示せるようにしておいてください。 ＜ローカルベンチマーク＞ 直近の決算期が12か月未満であり、かつ創業から12か月経過していない場合、ローカルベンチマーク記入欄には「0」を入力しご提出ください。 ②「様式３_ローカルベンチマーク」 12か月に満たない決算期がある場合、上記と同様に、貸借対照表（B/S）項目は決算資料通り記載し、損益計算書（P/L）項目は当該決算期の数値を12か月に換算した計算シートの数字を用いて記載してください。 直近の決算期が12か月未満であり、かつ創業から12か月経過していない場合、様式３の提出は不要です。	7/21
11	「様式3_ローカルベンチマーク」について、実績記載欄の受取手形・支払手形には電子記録債権・債務も含む理解でよいでしょうか。	事業者様側の仕訳上電子記録債権・債務が含まれていれば、様式3の受取手形・支払手形に含めていただいて構いません。	3/9
12	「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」について、押印は必要でしょうか。	「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を記入いただいた金融機関・ファンド等の代表者の押印をお願いいたします。	7/21
13	「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」について、こちらはリース会社も含まれますか。	含まれません。金融機関は、銀行・信用金庫・信用組合を想定しております。	7/21
14	１次公募～５次公募で使用した様式を再度６次公募で使用しても良いでしょうか。	６次公募においては、１次公募～５次公募の様式を使用することは認められておりません。必ず６次公募用の最新の様式をご使用ください。最新の様式でないと、審査を行うことができない可能性があります。また、６次公募の事前公開版の申請様式で提出された場合も、審査を行うことができない可能性があります。	7/21
15	事業者または今回の補助事業が、「「中小企業から中堅企業への移行」に対する加点措置」「AXに向けた取組に対する加点措置」「「危機管理投資」「成長投資」の戦略分野に係る事業に対する加点措置」、「本社機能の地方移転を伴う大規模投資を行う事業に対する加点措置」、「既存の工場跡地を活用した大規模投資を行う事業に対する加点措置」の対象になるかはどのように判断されるのですか。	これらの加点措置の適用を希望する事業者は、公募要領にて指定されている様式を提出の上で、様式１において対応するスライドを作成してください。指定の提出書類及び当該スライドの記載内容について審査を行った上で、加点措置の対象となるかどうかを判断いたします。	7/21
16	「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を発行した金融機関・ファンド等がプレゼンテーション審査に同席できなかった場合でも、「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出した場合の加点措置の対象にはなるという理解でよいですか。	「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」が提出されていれば、当該金融機関・ファンド等の担当者等がプレゼンテーション審査に同席していなくても、加点措置の対象になります。 他方で、「金融機関・ファンド等による確認書」又は「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」が提出されていても、当該金融機関・ファンド等の担当者等がプレゼンテーション審査に同席していない場合には、審査基準の⑤実現可能性（エ）の評価において不利になる可能性がございますのでご注意ください。	7/21

No.	質問	回答	更新日
（4）申請手続き・提出書類・審査について			
17	「２次審査には経営者の出席・説明が必須」との記載がありますが、申請予定事業者の経営者は、従前より、２次審査の開催予定期間（６次プレゼンテーション実施期間）に海外出張予定が入っており、国内に不在であることから2次審査への出席が難しい状況にあります。 ２次審査の開催予定期間（６次プレゼンテーション実施期間）の代替日程での審査は可能でしょうか。その他にも代替手段がありましたらご教示ください。	代替日程での審査を行うことは想定しておりません。	7/21
18	プレゼンテーション審査の日程のご連絡をいただけるのはいつ頃になりますか。	プレゼンテーション審査は10月19日～10月23日を予定しております。詳細なプレゼンテーション審査の日時については、1次審査の結果が確定し次第、9月下旬頃の通知になります。	7/21
19	投資下限額の判定はどの時点（公募申請時・交付申請時・確定検査時）で行われますか。	補助要件の充足確認は、公募申請時・交付申請時・確定検査時のそれぞれにおいて行われます。 交付決定を受けた場合であっても、確定検査を経て外注費・専門家経費を除く補助対象経費分が規定の額を下回った場合には、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。	7/21
20	地域経済牽引事業計画の認定はされているが、現在Web上への記載がない（掲載がない又は非公開を希望している）又は自治体において事業者名等の公表をしていない場合は、様式２ ②補助事業情報の地域経済牽引事業計画の「該当することが分かるURLを記載」のセルについてどのように記載すればよいでしょうか。	様式２ ②補助事業情報内 地域経済牽引事業計画の「該当することが分かるURLを記載」のセルには「非公表」と入力してください。	7/21
21	地域経済牽引事業計画で、事業実施場所とは別の都道府県（別工場が所在する都道府県等）で承認を得ている場合でも、加点対象となるでしょうか。	地域経済牽引事業計画の承認を得ている地域と事業実施場所が一致している必要はございません。	7/21
22	補助事業期間中から実施する「足下の賃上げ」について、「最低でも物価上昇率を上回る程度の賃上げが達成されない場合は審査上大幅に不利になります」と記載がありますが、ここで言う物価上昇率とは具体的には何を指しますでしょうか。	物価上昇率としては、消費者物価指数（CPI）の総合指数を参考値としております。（ご参考：2025年の消費者物価指数の総合指数は、前年比3.2%の上昇） なお、当該数値はあくまでも最低限の数値であり、これを上回る水準であることが期待されます。 また、「足下の賃上げ」については、採択後交付決定までの間に従業員への表明を必須とするほか、交付決定時に当事務局ホームページにて公表する概要資料にも記載いただきます。また、補助事業期間中の賃上げ実績はモニタリングの対象となります。	7/21
23	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」について、「出資・融資判断に重大な影響を及ぼす事情が新たに明らかになった場合」とは、具体的にはどのようなケースが該当しますか。	「融資判断に重大な影響を及ぼす事情」に該当するかは、最終的には個別の事情をお伺いした上で判断を行うことになります。 一般的には天災や急激な国際情勢の変化、大規模感染症の流行、あるいは事業者による重要事実の不告知・虚偽、事業者の業績の急激な悪化などは考慮すべき事情にあたると考えられますが、あくまで融資を実施しなかった理由の妥当性について個々の事案に即して判断することとなります。	7/27
24	複数の金融機関から融資を受ける予定の場合、「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」は、融資を受ける全ての金融機関分を提出する必要がありますか。	複数の金融機関から資金調達を行う場合でも、必ずしも全ての金融機関から表明書がご提出されている必要はございませんが、複数の金融機関から表明書を提出いただける場合には、そのようにご対応いただけますと幸いです。 ただし、シンジケートローンの場合には、少なくとも幹事となる予定の金融機関による表明書を提出していただく必要があります。	7/27
25	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出した場合、採択決定後に、金融機関・ファンド等が出資・融資を行ったことについて報告を行う必要はありますか。	表明書を提出した金融機関・ファンドによる出資・融資が実施されているかについては、採択決定以降に実施報告を求めます。具体的なタイミングや報告方法については、今後、別途ご案内させていただく予定です。	7/27
26	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出した場合の加点措置は、出資・融資を実施済の場合でも加点がされるとありますが、その時期について制限はありますか。	「出資・融資を実施済」として加点対象になるのは、六次公募の実施予定について公表した2026年3月6日以降に補助事業への出資・融資を行ったケースに限ります。	7/27
27	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」の提出に際し、金融機関内での融資審査が完了している必要がある等の条件はありますか。	表明書が提出されている限りにおいては、加点措置の適用に当たり、各金融機関における融資審査のプロセスの進み具合などについて特段の制限はございません。ただし、公募要領に記載のとおり、表明書が提出されているにもかかわらず融資が実施されなかった場合には、申請者の採択が取り消される可能性がございますので、事前に各金融機関にて申請者に対する融資可否については精査をいただけますと幸いです。	7/27

No.	質問	回答	更新日
（4）申請手続き・提出書類・審査について			
28	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」の提出に際し、出資・融資の下限額に関する条件はありますか。	出資・融資の下限額などに関する特段の制限はございません。他方で、投資額に対する出資・融資額の割合が大きいことで、公募要領に記載の審査基準⑤（エ）「金融機関・ファンド等のコミットメントが得られているか」の評価において有利になる可能性はございます。また、金融機関等からの資金調達を行わずとも事業実施が可能であると判断された場合には、審査基準⑥「補助金の必要性」の評価において不利になる可能性もございます。	7/27
29	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出したが、当初想定よりも出資・融資額が減少したという場合にも、採択が取り消される可能性がありますか。	応募申請時の申請額と交付決定額との間で金額の乖離が発生する場合において、それに伴い融資額が減少したことを以て申請者の採択が取り消されることはございません。他方で、そういった事情によらず当初想定から融資額が大きく減少することが見込まれる場合には、個別の事情をお伺いした上で判断を行うことになります。	7/27
30	採択結果の公表時には、各金融機関が確認書と表明書のどちらを提出したのか分かるようにする予定でしょうか。	採択結果の公表時には金融機関名のみが分かる形で公表することを想定しており、確認書・表明書のいずれが提出されたかまでは公表いたしません。	7/27
31	「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出したが、表明書を提出した金融機関とは別の金融機関から融資を受けることになったという場合にも、採択が取り消される可能性がありますか。 （例: A銀行が表明書を提出したが、実際にはA銀行は融資を実施せず、B銀行が融資を実施した）	最終的には個別の事情をお伺いした上で判断を行うことになりますが、表明書を提出した金融機関とは別の金融機関から融資を受けることになった場合には、融資を行う金融機関が変更になったことのみを以て、直ちに申請者の採択が取り消されることはございません。	8/7
32	シンジケートローンを組む想定で幹事となる予定の金融機関が「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出したが、その後シンジケートローンの参加行に変更があったという場合にも、採択が取り消される可能性がありますか。 （例: 表明書の提出時点ではA銀行（幹事）・B銀行・C銀行によるシンジケートローンの想定であったが、実際にはA銀行（幹事）・B銀行の2行だけでシンジケートローンを組成することになった）	最終的には個別の事情をお伺いした上で判断を行うことになりますが、表明書の提出時点からシンジケートローンの参加行が変更になったことのみを以て、直ちに申請者の採択が取り消されることはございません。	7/27
33	審査基準「⑥補助金の必要性」について、当社は直近でベンチャーキャピタルから大規模な資金調達を行ったスタートアップ企業であり、一時的に自己資金の金額が大きくなっている（＝様式１の該当スライドに記載する「現金及び預金」の金額が大きくなる）。 他方で、当該資金は本事業とは別に、使途を明確にして調達を行ったものであり、本事業に充てることはできない。本事業の実現に向けては本補助金による支援が必要であると考えている。 様式１の該当スライドにおいて、どのように記載すればよいか。	ご提示いただいたようなケースにおいては、様式１の該当スライドにおいて資金調達額及びその使途について具体的に記載いただき、当該資金は本事業に使用することが難しい旨が分かるようにしてください。 （例：「現預金残高○○億円のうちの大部分を占める●●億円については、YYYY年MM月にA社から資金調達を行ったもの。こちらは本事業とは別のB事業の投資に充てることを目的として資金調達を行ったものであるため、本事業に充てることは難しい。当該資金調達分を除いた△△億円だけでは、本事業の投資総額▲▲億円を賄うことは困難である」）	8/7

No.	質問	回答	更新日
（5）共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
1	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社から事業者に一括して支払うことは可能でしょうか。	機械装置・ソフトウェア費について、補助事業者がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されている必要があるため、認められません。 また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、（公社）リース事業協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むことになります。	3/9
2	事業者の希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年１回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることは可能でしょうか。	ファイナンス・リース取引に該当すれば、事業者の希望により、リース料を年１回払い又は不均等払い（逓増・逓減）とすることは認められます。ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず12か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。	3/9
3	サプライヤーが買取保証（※）を付したリース取引も対象となりますか。 （※）ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤーの買取保証の有無は問いません。	3/9
4	補助事業者が倒産した場合、リース会社はどう対応すれば良いでしょうか。	所有権がリース会社にある期間において補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を支給していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行っていただくこととなります。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を返金いただくこととなります。	3/9
5	リース債権の譲渡は可能でしょうか。	共同申請したリース会社が他のリース会社へリース料の債権譲渡をすることは禁止します。	3/9
6	リース期間≧耐用年数期間と仮定すると、耐用年数の異なる物件が複数ある場合、耐用年数をどのように考えれば良いでしょうか。	補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、１事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間＋再リース契約期間≧処分制限期間でないといけません。 処分制限期間の詳細については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（法定耐用年数）をご参照下さい。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015	3/9
7	リース会社も賃上げの対象になりますか。	リース会社は、賃上げの対象とはなりません。	3/9
8	自社購入の機械装置と、リース会社とコンソーシアムを組んで導入した機械装置の双方を補助対象に含めることは可能でしょうか。	可能です。	3/9
9	様式２で、減価償却費は所有資産のみでなく、リース分も含めたPLの数値で問題ないでしょうか。	リース分も含めて問題ございません。	3/9
10	共同申請（コンソーシアム形式での申請）について、公募要領に「※コンソーシアムには補助事業において投資を行う事業者のみ参加が可能です。事業の運営のみを行い、補助事業期間において事業に要する経費が発生しない事業者（幹事企業を含む。）は、コンソーシアムに含めることはできません。」と記載がありますが、「外注費」や「専門家経費」のみの投資でも共同申請に参加できますでしょうか。	コンソーシアムに参加する全ての企業において、「建設費、機械装置費、ソフトウェア費」のいずれかの補助対象経費が発生することが要件となります。	3/9
11	共同申請の場合、成長投資計画（様式１）はどのように作成すればよいでしょうか。	共同申請の場合、成長投資計画書（様式１）は、全事業者で１ファイルを作成ください。 １ファイルの中で、指定があるスライドについては、各スライドをコピーし、社名を補記した上で各社毎にスライドを作成ください。	7/21

No.	質問	回答	更新日
（5）共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
12	共同申請の場合、成長投資計画別紙（様式２）はどのように作成すればよいでしょうか。	共同申請の場合、成長投資計画別紙（様式２）は、全事業者で１ファイルを作成ください。各シートは以下の通り作成ください。 ①申請者情報：全事業者で１シートを作成 ②補助事業情報：事業者毎に１シートを作成（※各事業者の作成用シートあり） ③経費明細書：全事業者で１シートを作成（※各事業者の経費明細を記載する箇所あり） ④補助金等受給実績説明：全事業者で１シートを作成 詳細につきましては、成長投資計画別紙（様式２）をご参照下さい。	3/9
13	親会社Aは、子会社Bの議決権を51%有しています。この場合、親会社、子会社それぞれでの申請は認められないと思いますが、両者とも申請する場合はどのようにすれば良いでしょうか。	議決権の50%超を有する子会社が存在する場合（複数存在する場合を含む。）、親会社と全ての子会社は同一法人とみなし、いずれか１社のみでの申請しか認められず、別々に申請することはできません。この場合、公募要領「（参考４）共同申請（コンソーシアム形式での申請）について」に記載の要件をご参照いただき、共同申請（コンソーシアム形式）での申請をご検討ください。なお、補助事業期間において事業に要する経費が発生しない事業者（幹事企業を含む。）は、コンソーシアムに含めることはできません。	7/21
14	本社はA県にあり、子会社のあるB県に工場を新設する予定です。（建設後は、当社と子会社で使用）。当事業計画に必要な資産（機械装置等）は本社（A県）でも購入する予定です。 本社（A県）・子会社（B県）の両方で取得した資産は補助対象となりますか。	共同申請（コンソーシアム形式）且つ連携による一体的な大規模投資であれば、本社・子会社両方の経費が補助対象となります。ただし、公募要領「（参考４）共同申請（コンソーシアム形式での申請）について」に記載のコンソーシアムの要件を満たす必要があります。	3/9
15	リース会社もローカルベンチマークの提出は必要でしょうか。	リース会社は、ローカルベンチマークの作成は不要です。	3/9
16	共同申請（コンソーシアム形式での申請）について、公募要領に「※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（一般企業向け要件の場合は20億円以上、100億宣言企業向け要件の場合は15億円以上）の判定に含めることはできますが、大企業は補助対象外となります。」と記載があります。 上記のケース等で大企業が複数のコンソーシアムに入ることは可能でしょうか。	大企業は補助金を受給しないため、複数のコンソーシアムに参加することは可能です。なお、大企業についても投資と賃上げが必須となります。また、目標とする年平均上昇率と最終年度の１人当たり給与支給総額（目標水準）を交付決定後に事務局のホームページにて公表いたします。	3/9
17	共同申請（コンソーシアム形式での申請）にて「100億宣言企業向け」で申請する場合、コンソーシアムに参加する全者の100億宣言が必要になりますか。	100億宣言企業向け要件での申請を行う場合は、共同申請者全者の100億宣言が100億宣言ポータルに公表されている必要があります。なお、リース会社との共同申請を行う場合、リース会社は100億宣言を行う必要はありません。	3/9
18	コンソーシアム形式の共同申請を行う場合に、幹事企業が満たすべき要件（最も投資額が大きい企業でなければならない等）はありますか。	補助対象要件を満たしている限りにおいては、それ以外に幹事企業を務めるために求められる固有の要件はございません。なお、幹事企業は、申請及び事業実施に関して全体の運営管理義務を負います。	3/9
19	公募の申請後、自己で取得する予定（金融機関借入を含む。）の設備をリース会社との共同申請に変更することができますか。	いかなる事情があっても変更できません。また、リース会社との共同申請から事業者の単独申請への変更についても認められません。	7/21

No.	質問	回答	更新日
（6）交付申請～補助金の支払いについて			
1	建設工事の費用支払いが3回に分けて発注時、途中、完工時の支払いとなる場合は、それぞれのタイミングでそれぞれの金額を申請すればよろしいのでしょうか。	全ての事業工程をまとめて交付申請頂く必要があります。事業全体の見積を取得いただきますようお願いいたします。	3/9
2	採択されてからどのくらいで交付申請を出せばよいのでしょうか。	採択事業者様により交付申請を頂き、事務局にて交付申請者に対し交付決定します。スケジュール等詳細については、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途ご案内いたします。	3/9
3	現在の見通しでは、６次公募の交付決定はいつ頃になりそうでしょうか。	６次公募の採択決定は11月上旬頃を予定しており、その後、交付申請をもって交付決定となります。 交付決定についてはスケジュールが確定次第、採択事業者様へ周知いたします。	7/21
4	補助金はどのように受け取れますか。	指定口座への銀行振り込みとなります。	3/9

No.	質問	回答	更新日
（7）その他			
1	本補助金で取得した資産について、圧縮記帳を適用することは可能でしょうか。	本事業のうち、固定資産の取得等に充てるための補助金については、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。法人税法第42条及び所得税法第42条の規定の適用に関しては、税理士等の専門家にご相談いただき、適切な税務処理をお願いいたします。	3/9

よくある質問一覧別紙

本事業におけるみなし大企業の定義

以下のいずれかに該当する者は、みなし大企業となり補助対象外

※ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

（ア）発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業（外国法人含む。）の所有に属している法人

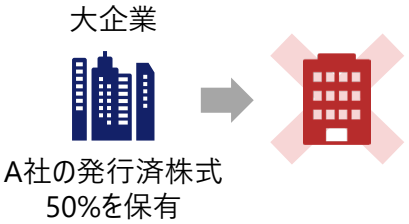

（イ）発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業（外国法人含む。）の所有に属している法人

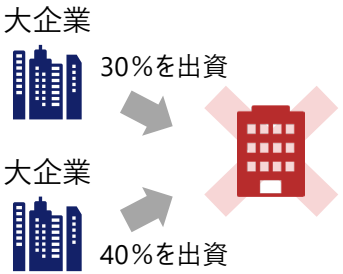

（ウ）大企業（外国法人含む。）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている法人

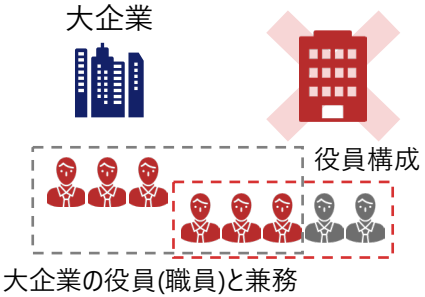

（エ）発行済株式の総数又は出資金額の総額が (ア) ～ (ウ) に該当する法人の所有に属している法人

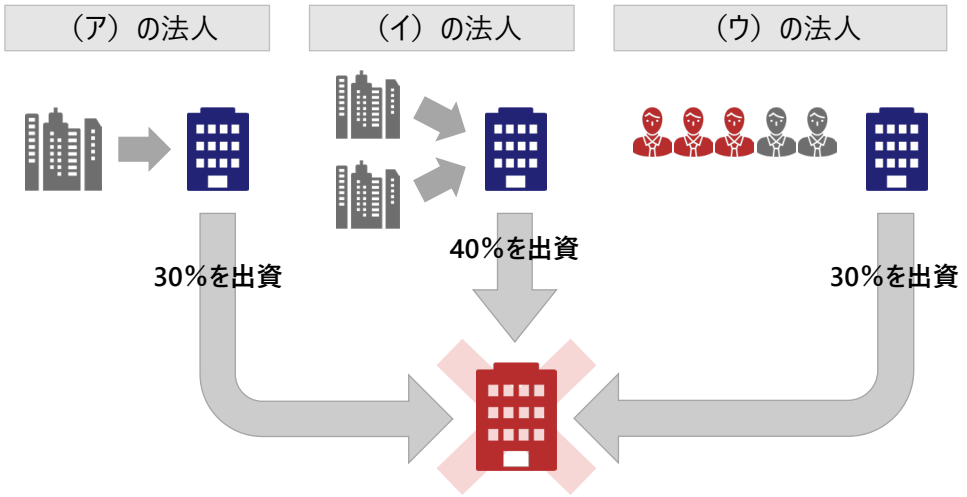

※ 記載の出資比率はあくまで一例であり、出資している法人の数にかかわらず、対象の法人の属性が (ア) ～ (ウ) のいずれかに該当する場合、本規定のみなし大企業となります。

（オ）(ア) ～ (ウ) に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

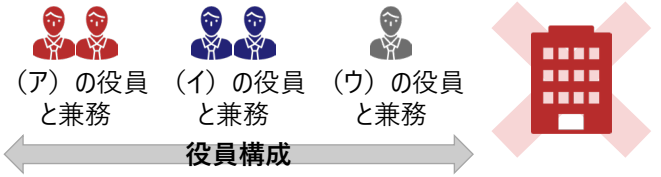

※ 役員を構成する兼務の法人数にかかわらず、対象の役員の属性が(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合、本規定のみなし大企業となります。

よくある質問一覧別紙

みなし大企業となる事例

以下の事例に該当する者は、大企業とみなし、補助対象外

※ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

	事例①	事例②	事例③
質問	当社Cは資本金3,000万円、従業員1,000人であり、従業員3,000人の大企業A社が30%、地方自治体Bが40%出資しています。当社Cは補助対象者となりますか？	当社Cは従業員1,000人であり、B社（従業員1,800人）が50%出資しています。また、B社は、A社（従業員2,500人）が50%出資していますが、補助対象者となりますか？	当社D（従業員1,200人）は、A社（2,100人）のひ孫会社です。子会社Bは従業員1,800人、孫会社C社は従業員1,500人で、それぞれ50%出資しています。当社Dは、補助対象者となりますか？
回答	公募要領の通り、自治体等の公的機関についても大企業として扱います。本事業では資本金によらず、前頁の(ア)～ (オ)に該当する場合は、みなし大企業となります。A社、地方自治体Bは大企業となるため、C社は前頁の(イ)の法人に該当し、みなし大企業となります。	B社は、前頁の(ア)の法人に該当し、みなし大企業となります。C社は、公募要領の「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一のみなし大企業が所有している法人」に該当するため、C社もみなし大企業となります。	従業員2,000人超の大企業であるA社が50％出資する子会社Bは、前頁の(ア)の法人に該当し、みなし大企業となります。B社が50％出資するC社、C社が50％出資するD社は、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一のみなし大企業が所有している法人」に該当し 、みなし大企業となります。
イメージ	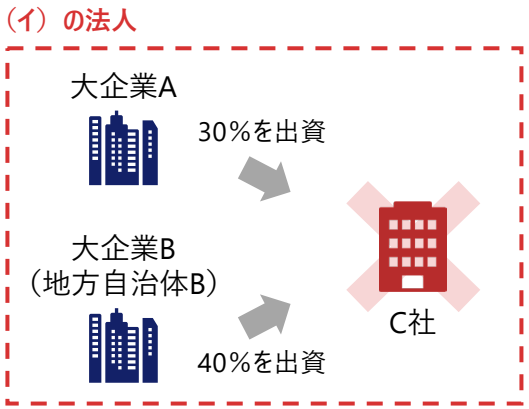	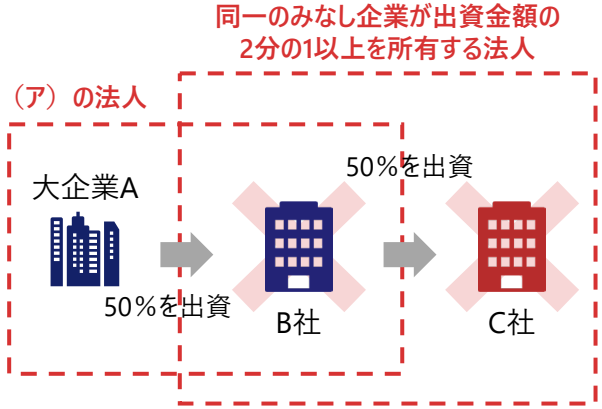	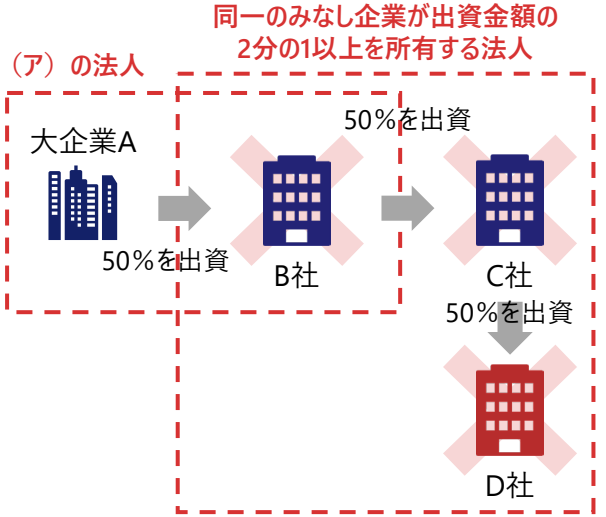

よくある質問一覧別紙

みなし大企業とならない事例

以下の事例に該当する者は、大企業とみなされず補助対象となり得る

※ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

	事例④	事例⑤	事例⑥
質問	複数の大企業が合計30%、複数のみなし大企業が合計40%、複数の中堅企業が合計20%、個人・団体が合計10%の株式を所有しています。当社Aは、みなし大企業に該当しますか？	グループ全体の従業員は3,000人です。A社（従業員200人、資本金1億円）は持株会社であり、B社（従業員400人）を完全子会社としています。B社は当社C（従業員350人）の発行済み株式を2分の1以上（約70%）保有しています。当社Cはみなし大企業となりますか？	持株会社A社（従業員2,000人以下）の下には、100%子会社のB社（2000人未満）とC社（2,000人超）があります。B社の100%子会社のD社（従業員2,000人以下）は、みなし大企業となりますか？
回答	前々頁の(イ)もしくは(エ)の場合、みなし大企業となりますが、A社の場合は(ア)～(オ)のみなし大企業に該当しません。	本事業では資本金によらず、単独で常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を「大企業」とします。A社、B社、C社は単独で従業員が2,000人以下の中堅・中小企業のため、みなし大企業に該当しません。	A社、B社、D社は従業員数2,000人以下の中堅・中小企業です。また、従業員数が2,000人超の大企業であるC社と、D社の間に資本関係は無いため、D社はみなし大企業に該当しません。
イメージ	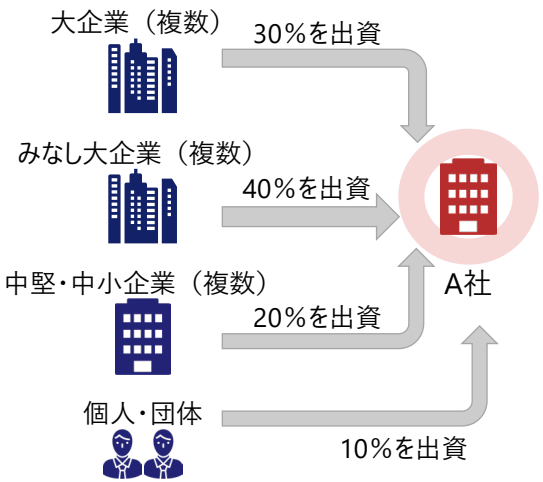	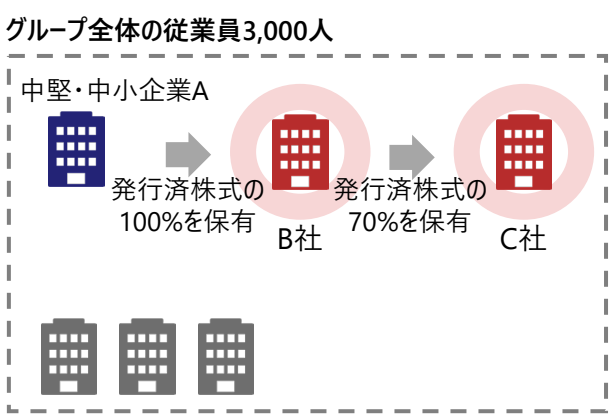	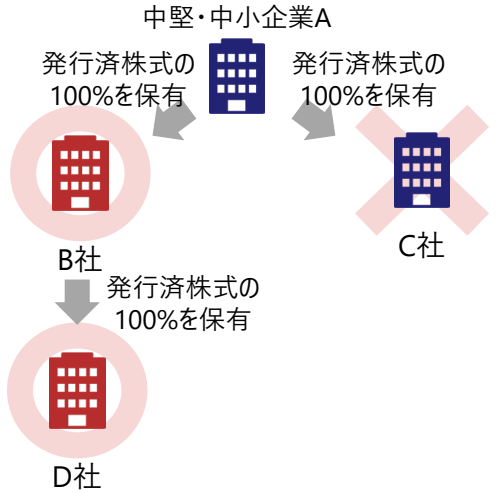

よくある質問一覧別紙

本事業以外の補助を受ける設備に対する本補助金の併用可否について

本事業以外で国の補助（設備投資に対する補助）を受ける設備は、本事業の補助対象外

国以外からの補助や設備投資以外の補助を受ける設備は、本事業の補助対象となり得る

	財源	
	国（独立行政法人等を含む）	国以外（地方公共団体など）
設備投資に対する補助	**同一設備に対し本補助金の併用は不可** • 国と県との協調補助金 • グリーンアジア国際戦略総合特区（設備投資補助金）	**同一設備に対し本補助金の併用は可能** • 地方自治体の補助金
利子補給・融資など	**同一設備に対し本補助金の併用は可能** • 地域再生利子補給制度 • 総合特区支援利子補給金 • グリーンアジア国際戦略総合特区（金融等の支援措置） • 復興特区支援利子補給金 • 日本政策投資銀行の融資 • 日本政策金融公庫の融資	**同一設備に対し本補助金の併用は可能** • ふるさと融資
その他	**同一設備に対し本補助金の併用は不可** • 地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、大胆な投資促進税制 • FIT・FIPなどの公的制度 • 公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬	

※ 補助金の交付総額が、投資額を上回ることは出来ません。例えば、本事業で1/3の補助を受けている場合に、地方公共団体から2/3以上の補助を受けることは認められません。
※ 本補助金以外の制度の規定として、本補助金との併用に問題がないか予めご確認ください。
※ 上記表に記載のある制度等は、事業者様より問い合わせのあった事例です。上記事例以外も含め、ご不明点がございましたら、補助金事務局へお問い合わせください。
※ 本補助金は、賃上げ促進税制との併用はできません。

よくある質問一覧別紙

採択済み補助事業との重複案件について（1/2）

1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択済み補助事業との重複案件は、補助対象外

以下の要件のいずれかに該当する場合、重複案件となる。なお、重複案件の適用範囲は、みなし同一法人*による補助事業を含む

i. 1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択された補助事業と、6 次公募での申請対象事業が、日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合

ii. 1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択された補助事業と、6 次公募での申請対象事業で、対象の従業員が重複する場合

iii. 1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択された補助事業と、6 次公募での申請対象事業を、同一の都道府県で実施する場合

事例①

質問

A社は、1 次公募にて、板金工事業で本事業採択済であり、金属加工に必要な設備投資を実施している。新たに、加工した金属薄板で屋根をふく工事、屋根工事業での設備投資を行いたく、6 次公募での申請を検討している。
従業員の重複はなく、隣県で実施する予定であるが、6 次公募への申請可能か。

	A社	A社
	1 次公募 採択事業	6 次公募 申請事業
i	板金・金物 工事業	板金・金物 工事業
ii	重複なし	重複なし
iii	K県	C県

回答

板金工事業と屋根工事業の日本標準産業分類における小分類は、どちらも「板金・金物工事業」であり、「i.日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合」に該当するため、補助対象外となります。
※ 詳細は総務省「日本標準産業分類」をご確認ください。

事例②

質問

B社は、2 次公募で果実酒の製造工場に関する設備投資で本事業採択済みである。今回、6 次公募では酒類卸売業にて申請を検討している。
2 次公募にて採択された補助事業と従業員は重複している。なお、事業場所は別の都道府県であるが、6 次公募への申請可能か。

	B社	B社
	2 次公募 採択事業	6 次公募 申請事業
i	酒類 製造業	酒類 卸売業
ii	従業員 に重複あり	従業員 に重複あり
iii	Y県	S県

回答

従業員に重複が生じる場合には、「ii. 対象の従業員が重複する場合」に該当するため、補助対象外となります。

※なお、5 次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。

＊みなし同一法人とは、

- 議決権の50％超を有する子会社が存在する場合（複数存在する場合を含む。）、親会社と全ての子会社は、同一法人とみなす。また、議決権の50％超を有する子会社が、議決権の50％超を有する孫会社や、さらにその孫会社が議決権の50％超を有するひ孫会社等は、同様の考え方に基づき、同一法人とみなす
- 個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50％超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなす
- 上記に該当しない場合であっても、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人についても同一法人とみなす

よくある質問一覧別紙

採択済み補助事業との重複案件について（2/2）

1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択済み補助事業との重複案件は、補助対象外

以下の要件のいずれかに該当する場合、重複案件となる。なお、重複案件の適用範囲は、みなし同一法人*による補助事業を含む

i. 1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択された補助事業と、6 次公募での申請対象事業が、日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合

ii. 1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択された補助事業と、6 次公募での申請対象事業で、対象の従業員が重複する場合

iii. 1 次公募から 4 次公募のいずれかで採択された補助事業と、6 次公募での申請対象事業を、同一の都道府県で実施する場合

事例③

質問

C社は家具製造業を営んでおり、G県T市のD工場における家具製造の機械導入のため、1 次公募に申請し、採択された。
C社は、同県I市のE工場で家具修理業も営んでおり、6 次公募での申請を検討している。D工場とE工場に従業員の重複はない。C社は、6 次公募に申請可能か。

	C社（D工場）	C社（E工場）
	1 次公募採択事業	6 次公募申請事業
i	家具製造業	その他の修理業
ii	重複なし	重複なし
iii	G県	G県

回答

C社の補助事業はどちらもG県で実施されるため、「iii.同一の都道府県で実施する場合」に該当するため、補助対象外となります。

事例④

質問

F社は、1 次公募にて、板金工事業で本事業採択済であり、金属加工に必要な設備投資を実施している。H社はF社の孫会社であり、新たに、加工した金属薄板で屋根をふく工事、屋根工事業での設備投資を行いたく、6 次公募での申請を検討している。従業員の重複はなく、事業場所は別の都道府県であるが、6 次公募への申請可能か。

回答

F社の孫会社であるH社は、F社のみなし同一法人に該当します。その上で、板金工事業と屋根工事業の日本標準産業分類における小分類は、どちらも「板金・金物工事業」であり、「i. 日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合」に該当するため、補助対象外となります。

	F社	H社
	1 次公募採択事業	6 次公募申請事業
i	板金・金物工事業	板金・金物工事業
ii	重複なし	重複なし
iii	I県	T県

みなし同一法人

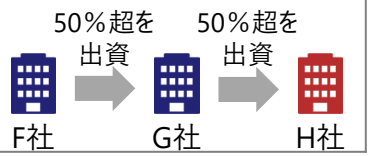

※なお、5 次公募の採択事業者が行う事業は申請不可となりますので、ご注意ください。

＊みなし同一法人とは、

- 議決権の50％超を有する子会社が存在する場合（複数存在する場合を含む。）、親会社と全ての子会社は、同一法人とみなす。また、議決権の50％超を有する子会社が、議決権の50％超を有する孫会社や、さらにその孫会社が議決権の50％超を有するひ孫会社等は、同様の考え方に基づき、同一法人とみなす
- 個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50％超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなす
- 上記に該当しない場合であっても、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人についても同一法人とみなす

よくある質問一覧別紙

補助事業１人当たり給与支給総額の算出方法（賃上げ要件）

賃上げ目標設定の際に補助事業に関わる※1従業員※2の1人当たり給与支給総額※3の算出が必要

※1「補助事業に関わる」とは、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲を指す
ただし、判定が困難である場合などについては、事業部門を超える範囲（例えば、事業者全体）とすることも可能である。

※2「従業員」とは、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において、全月分の給与等の支給を受けた従業員を指す
基準年度とは、「補助事業が完了した日を含む事業年度」を指し、全月分とは、「決算月後から決算月までの12か月分」を指す。
なお、正社員だけでなく、パートタイム社員、嘱託社員、技能研修生等も上記に該当する場合には、算定対象に含む。

※3「給与支給総額」とは、給与所得として課税対象となる経費を指す
具体的には、給料、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等を指す。
なお、福利厚生費、賞与引当金、通勤費*は、課税取得にならない経費であるため、含まれない。
*課税所得となる通勤費（非課税となる限度額を超えて支給された通勤費）は、給与総支給額に含めて計算します。

算定対象となる従業員、算定対象外となる従業員

算定対象	従業者種別	例
対象	1. 全月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、正社員	正社員、出向者（出向先（申請事業者）が給与を支払っている場合）
	2. 全月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、所定就業時間が正社員よりも短い、あるいは所定就業日数が正社員よりも少ない従業員	パートタイム従業員等
対象（任意※）	3. 事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員	産前・産後休業、育児休業、介護休業等取得者
対象外	4. 全月分の給与等の支給を受けていない従業員（1の該当期間は算定対象）	中途採用者、退職者、休職者等
	5. 申請者が直接雇用していない従業員（予め解雇の予告が不要な者）	委託先事業者、派遣社員等

※「事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員」は、算定対象から除くことができます。

よくある質問一覧別紙

補助事業１人当たり給与支給総額の算出方法（賃上げ要件）

賃上げ目標設定の際に補助事業に関わる※1従業員※2の1人当たり給与支給総額※3の算出が必要

※1「補助事業に関わる」とは、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲を指す
ただし、判定が困難である場合などについては、事業部門を超える範囲（例えば、事業者全体）とすることも可能である。

※2「従業員」とは、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において、全月分の給与等の支給を受けた従業員を指す
基準年度とは、「補助事業が完了した日を含む事業年度」を指し、全月分とは、「決算月後から決算月までの12か月分」を指す。
なお、正社員だけでなく、パートタイム社員、嘱託社員、技能研修生等も上記に該当する場合には、算定対象に含む。

※3「給与支給総額」とは、給与所得として課税対象となる経費を指す
具体的には、給料、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等を指す。
なお、福利厚生費、賞与引当金、通勤費*は、課税取得にならない経費であるため、含まれない。
*課税所得となる通勤費（非課税となる限度額を超えて支給された通勤費）は、給与総支給額に含めて計算します。

例：補助事業1人当たり給与支給総額の算出方法

	種別	週の就業時間	従事期間	基準年度給与支給総額	年賃上げ額
Aさん	正社員	40時間	基準年度から4年間従事	600万円/年	50万円
Bさん	正社員	40時間	基準年度から2年半従事後退職	600万円/年	30万円
Cさん	パートタイマー	10時間	基準年度から4年間従事	140万円/年	10万円

		基準年度	基準年度＋1年目	基準年度＋2年目	最終年度
給与支給総額	Aさん	600万円	650万円	700万円	750万円
	Bさん	600万円	630万円	－（途中退職）	－（退職済み）
	Cさん	140万円	150万円	160万円	170万円
	計	**1340万円**	**1430万円**	**860万円**	**920万円**
人数換算 ※パートタイマーは、正社員の年間所定就業時間に換算して人数を算出	Aさん	1人	1人	1人	1人
	Bさん	1人	1人	0人	0人
	Cさん	0.25人	0.25人	0.25人	0.25人
	計	**2.25人**	**2.25人**	**1.25人**	**1.25人**
1人当たり給与支給総額		1340万円/2.25人 **=596万円**	1430万円/2.25人 **=636万円**	860万円/1.25人 **=688万円**	920万円/1.25人 **=736万円**